

厚生労働省・政策統括官(統計・情報政策担当)
全国データの二次利用申請マニュアル

2017年9月

早稲田大学・政治経済学術院

野口 晴子

研究プロジェクトにおける二次利用申請プロセス(事例)

【6月】

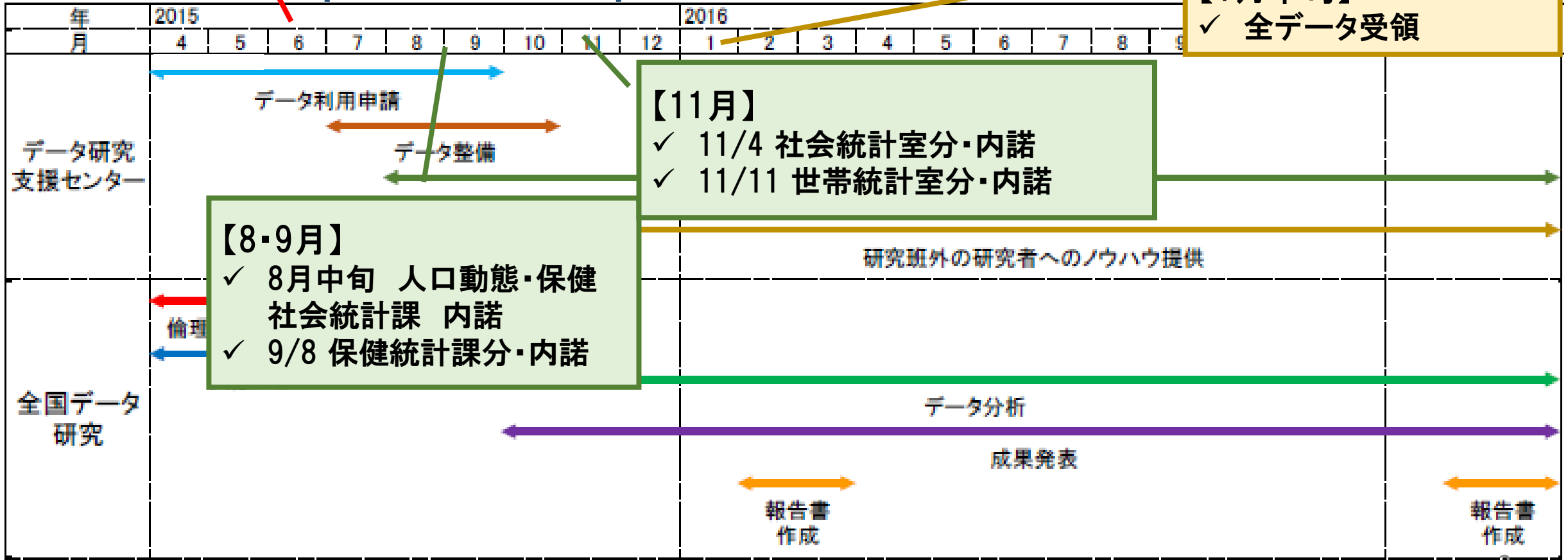
- ✓ 6/5 第1回班会議
- ✓ 6/15 分析案・クロス表締め切り
- ✓ 6/27 事前相談の書類一式提出

【7月-11月】

- ✓ 7/10 事前相談窓口での修正→各調査担当課へ
- ✓ 7/23～ 保健統計課・世帯統計課・社会統計課との個別事前相談開始(修正回数:約30回)

【1月中旬】

- ✓ 全データ受領



作業内容

1. 調査票情報の利用者の範囲を確定する

✓必要事項: 所属機関・所属部局・職位・氏名

例) ○○大学 ○○学部 准教授 ○○○○

※博士課程の学生については、科学研究費等公的資金の「連携研究者」「研究協力者」として位置付け、申請書に記載可能。大学・研究所における「助手」「研究員」等の資格を有する者であれば、尚良い。

2. 利用する調査票情報の名称及び範囲を確定する

✓必要事項: 調査票の名称・年次・地域・属性的範囲

例) 名称: 国民生活基礎調査

年次: 平成25年

地域: 全国

属性的範囲: 全世帯対象

名称: 介護サービス・事業所調査

年次: 平成25年

地域: 全国

属性的範囲: 全施設

作業内容(続き)

3. 利用する調査事項を確定する

✓必要事項:調査事項

✓例) 名称:国民生活基礎調査
世帯票・健康票・所得票・貯蓄票

名称:介護サービス・事業所調査
介護老人福祉施設票・
介護老人保健施設票・
介護療養型施設票
訪問看護ステーション票

4. 利用者場所を確定する

例) ○○大学 ○○学部 ○○研究室

作業内容(続き)

5. 分析案を作成する←プロトコルを具体化する作業。ここからがtouch job?!

必要事項: 分析案タイトル・目的・分析方法・分析で利用する変数

✓例)

【分析案タイトル】介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(病院))における要介護度「改善・維持」に関する要因分析

【目的】介護保険施設では、要介護度を維持・改善するインセンティブが働かないということが、しばしば指摘されているが、その要因を明らかにするため、本分析では、「介護保険施設利用者個票(以下、「利用者個票」と略する)」及び「介護保険施設利用者一覧票(以下、「一覧票」と略する)」が存在し、かつ、利用者について「一年前の要介護度の状況」を調査項目としている、平成15年、平成18年、平成19年、平成22年、平成25年の5年間のデータを用いて、施設種別ごとの回帰分析を行う。第1に、「利用者個票」と3つの施設票(「介護老人福祉施設票・地域密着型介護老人福祉施設票」、「介護老人保健施設票」、「介護療養型医療施設票」とを突合し、施設単位でのパネルデータを構築する。第2に、一年前と現在との要介護度の変化をアウトカム指標(従属変数)として、さまざまな施設属性を説明変数として調整することにより、どういった要因が、施設の要介護度の「改善、ないしは、維持」のインセンティブに有意に影響しているのかに対する回帰分析を行う。また、年度ダミー変数を投入することで、分析対象期間における政策変更に対する効果についても、推定を行う。クロス表は、別添X-Xの通りである。

【目的】の書き方のポイント:

- 利用する調査票・年次・調査事項を明確に書く
- 調査票内の調査事項どうし(たとえば、国生の世帯票と介護票等)を突合する場合は、その旨明記する
- 二次利用申請するデータ以外(たとえば、WAMNET情報等)を突合する場合も、その旨明記する

作業内容(続き)

5. 分析案(例)(続き)

【分析方法】利用者単位でのプーリングクロスセクションによる線形・プロビット回帰分析(※施設固定効果の調整を行う)

【分析で利用する変数】

(1) 被説明(従属)変数

※利用者個票:「一年前の要介護度の状況」、「要介護度」

※一覧票:「要介護度」

(2) 説明(独立)変数

※利用者個票:「性別」、「生年月日」、「利用者の住所」、「入・退所(院)の状況」、「主傷病名」、「痴呆老人／認知症高齢者の日常生活自立度」、「障害老人／障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」、「負担限度額認定の状況」、「利用料」、「医療処置等の状況」

※介護老人福祉施設票・地域密着型介護老人福祉施設票:「施設の所在地(市区町村)」、「開設年月」、「開設主体及び経営主体」、「介護報酬上の届け出」、「施設の定員及びユニットの状況」(ないしは、「居室の状況」、「ユニットの状況」、「定員及び居室の状況」、「居住費の状況」)、「施設サービスの状況」、「短期入所生活介護床の特例利用者の状況」、「食費の状況」、「社会福祉法人等による軽減(ないしは、「減免」)の状況」、「同一法人による併設事業」(ないしは、「併設の状況」)、「従業者数」、「夜間及び深夜の時間帯における勤務体制」、「夜勤職員の平均夜勤時間」

【分析方法】及び【分析で利用する変数】の書き方のポイント:

分析方法は簡潔に、具体的な回帰式(数式)等を提示する必要はない(むしろ提示すると×)

作業内容(続き)

6. 利用する変数は、漏れの無いよう、全てリストアップする

✓例)平成25年国民生活基礎調査(介護票)

*地区番号(県番号・地区番号)、*単位区番号、*世帯番号、*拡大乗数

質問2 介護必要者の性別と出生年月

質問3 現在ならびに1年前要介護度

質問4 介護が必要になった原因

質問5 主介護者の平均介護時間

質問6 ~~その他の介護者の人数、同別居、性、年齢、続柄、頻度~~

質問7 介護内容の種類

質問8 先月の介護サービスの利用

質問9 先月の居宅サービスの費用(総額)

質問10 介護費用の財源

質問11 介護サービスを受けていない理由

質問12 介護保険料所得段階

変数リストを確定するために、
大変重要な作業です!!

作業内容(続き)

分析1: 介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設(病院))における要介護度「改善・維持」に関する要因分析
介護老人福祉施設票・地域密着型介護老人福祉施設

プロビット分析

要介護度の改善 限界効果(標準偏差)	要介護度の維持 限界効果(標準偏差)	要介護度の悪化 限界効果(標準偏差)
-----------------------	-----------------------	-----------------------

A. 個人属性

「性別」
「生年月日」から計算した年齢
「利用者の住所」
「入・退所(院)の状況」
「主傷病名」
「痴呆老人／認知症高齢者の日常生活自立度」
「障害老人／障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」
「負担限度額認定の状況」
「利用料」
「医療処置等の状況」

B. 施設属性

「施設の所在地(市区町村)」
「開設年月」から計算した開設からの月数
「開設主体及び経営主体」
「介護報酬上の届け出」
「施設の定員及びユニットの状況」(ないしは、「居室の状況」、「ユニットの状況」、「定員及び居室の状況」、「居住費の状況」)
「施設サービスの状況」
「短期入所生活介護床の特例利用者の状況」
「食費の状況」
「社会福祉法人等による軽減(ないしは、「減免」)の状況」
「同一法人による併設事業」(ないしは、「併設の状況」)
「従業者数」
「夜間及び深夜の時間帯における勤務体制」
「夜勤職員の平均夜勤時間」

7. Excelで分析
のアウトプットを
イメージ可能な
表を作表する

探索的アプローチであるので、実際の推定との整合性は問われないが、分析に用いる変数名は全て「網羅」すること。クロス表で変数が落ちていと提供されないことがあるので注意すること！！

作業内容(続き)

全ての分析案が出そろった後、各調査票ごとに分析案をまとめる。

✓チェックポイント

- a. 各調査票ごとに利用者を全てリストアップし、漏れがないか確認
- b. 各調査票ごとに調査票・年次・地域・属性範囲・調査事項を全てリストアップし、漏れがないか確認
- c. 分析案にある全ての変数が変数リストに記載されているか
- d. 分析案にある全ての変数がExcel表に記載されているか
- e. 分析案とExcel表との番号(例えば、文章中の別添X-XといったNumbering)を揃える

作業内容(続き)

誓約書を作成し、全ての
利用者が記載されてい
るかどうか確認

様式第3号(誓約書)

統計法第33条に基づく調査票情報の利用に係る誓約書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申出者 所属及び職名 筑波大学 医学医療系 助教
氏名 森山 葉子 印

平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)若手研究(B)「在宅介護者の介護継続に必要とされるショートステイその整備による介護費の抑制の算出」(平成26年度・平成27年度:主任研究者・森山葉子 筑波大学 研究員)の実施にあたり介護給付費実態調査、および、国民生活基礎調査の調査票情報の調査票情報を利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所属	職名	氏名	印
筑波大学	助教	森山 葉子	印
筑波大学	教授	田宮 葉奈子	印
筑波大学	准教授	阿部 智一	印
筑波大学	客員研究員・非常勤講師	佐藤 幹也	印
筑波大学	非常勤研究員	蓮澤 多水子	印
筑波大学	非常勤研究員	川村 颯	印

記

- 1 提供された調査票情報を申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に転写、貸与及び提供しないこと。
- 2 提供された調査票情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 3 調査票情報は申出書に記載した範囲で適正に管理を行うこと。
- 4 調査票情報の利用状況について、必要に応じて監査を受けること。
- 5 事故又は災害発生時は報告を行うこと。
- 6 利用期限終了後は、集計等に用いた調査票情報及び中間成果物のすべてを速やかに廃棄又は返却し、その措置について報告すること。
- 7 誓約に違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、厚生労働大臣の指示に従うこと。
- 8 その他必要事項については、誠意誠実をもって対応すること。